

北海道告示第11645号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和8年3月13日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和7年11月13日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サツドラ千歳店

千歳市新富3丁目9番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社キムラ 代表取締役 木村 勇介

札幌市東区北6条東4丁目1番地7

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社サッポロドラッグストアー	代表取締役 富山 浩樹	札幌市北区太平3条1丁目2番18号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社サッポロドラッグストアー	代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北8条東4丁目1番20号

(4) 変更の年月日

令和2年9月28日

(5) 変更する理由

本店移転のため

2 届出年月日

令和7年10月16日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年11月13日（木）から令和8年3月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで、翌年の
1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで